

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 10 月 24 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （１） 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - （２） 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- （計 100 点）

類似業務経験の分野	交通計画に係る各種業務
対象国及び類似地域	東南アジア地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：特になし
- （２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ジャカルタ首都圏の人口は、2021 年には約 3,157 万人に上っており、2000 年の約 2,100 万人から約 20 年間で 1.5 倍に増加している。近年は、特にジャカルタ首都特別州に隣接する県における人口増加が顕著であり、同地域が

らジャカルタ中心部への通勤者数も著しく増加し続けている（2014 年の約 240 万人から 2019 年には 1.3 倍の約 320 万人にまで増加）。加えて、同首都圏において、旅客・貨物輸送の 91%を道路交通に依存する中、堅調な経済成長を背景に（1998 年のアジア通貨危機後、2019 年まで年平均 5.0%の経済成長、COVID-19 後の 2022 年も 5.3%の経済成長を達成）、ジャカルタ首都特別州の車両登録台数は、2010 年の約 1,199 万台から、2021 年には 1.8 倍の約 2,191 万台まで増加している。これらによって深刻な交通混雑が引き起こされ、当国の投資環境の悪化や排気ガスによる大気汚染、温室効果ガスの排出増へと繋がっており、公共交通輸送力の増強が大きな課題となっている。かかる状況下、JICA も「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクトフェーズ 2（JUTPI2）」（技術協力）等にて、MRT10 路線を含む公共交通ネットワークを提案した。それらも踏まえ、インドネシア政府は、ジャカルタ中心部における乗用車の流入規制やバス専用レーンの設置等の取組を行ってきたほか、公共交通輸送へのモダルシフトを図るべく、順次 MRT を整備していく方針である。当国初の地下鉄である「ジャカルタ都市高速鉄道事業」（以下、「MRT 南北線」という。）のフェーズ 1（ルバックブルス～ブンデラン HI）を円借款で支援し、2019 年 3 月に開業している。また、現在フェーズ 1 から北に延伸し、コタまでを結ぶ MRT 南北線フェーズ 2 の整備を実施中である。

ジャカルタ首都圏の旅客需要は、COVID-19 の影響で一時的に落ち込んだものの、2022 年には回復基調となっており、今後 COVID-19 以前の水準に戻ることを期待されている。また、2045 年にかけて首都移転計画が進められており、これらの移転の規模や内容については未だ不明確な点も多くあるものの、ジャカルタ首都圏は引き続き経済都市としての役割を担うことが想定されている。

このような中、2020 年から 2022 年にかけて JICA では、複数都市を対象として COVID-19 が収束した段階を見据えた感染症に強い都市計画の在り方の検討や形成プログラムの方向性を行うことを目的に「全世界 COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査（CUREIP）」を実施した。ジャカルタ首都圏の都市交通に関しては、COVID-19 以降、自動車やオートバイ、Angkot 等のパラトランジットの利用傾向が高まる中で引き続き公共交通サービスの維持や利用促進を図っていくためには、多様な移動需

要に対応するための幹線コリドーを担う MRT を軸とした階層的なネットワークの形成、MRT へのフィーダーサービスとなるバスの拡充による周辺自治体をカバーしたアクセス圏の拡大及びサービス水準の改善が重要である点が示され、これらに対応する本円借款付帯プロジェクト（以下、「本付帯プロジェクト」という。）への要請がインドネシア政府よりなされた。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 11 月中旬～2025 年 11 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、インドネシア側関係機関に対する説明資料（案）（英文）及び質問票（案）（英文）を作成する。質問票の作成時には、カウンターパート組織内のジェンダーバランスやジェンダー主流化（女性職員や管理職の登用促進等）の現状を把握するための質問、障害を有する職員等への合理的配慮、公共交通における障害者支援に関する取り組み、支援についての質問も含める。なお、質問票は JICA インドネシア事務所を通じて事前配布を行う。
- ③ 現地調査で相手国関係機関及び他ドナー（DGLT、DGR、公共交通事業社、周辺自治体、KOICA 等）等から収集すべき内容を検討する。
- ④ 他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤ JICA が作成する、対処方針（案）、PDM（Project Design Matrix）（案）（和文・英文）、PO（Plan of Operations）（案）（英文）、R/D（Record of Discussions）（案）（英文）、M/M（Minutes of Meetings）（案）（英文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加すると共に、他分野の団員と連携し、議事録を作成する。

(2) 現地業務 (2025 年 11 月下旬～2025 年 12 月初旬)

- ① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2022 年の要請時から時間が経過していることから、現状を踏まえた分析を行う。
 - (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
 - (c) 関係機関及び実施体制を確認する。
- ④ インドネシアにおける開発計画（上位計画）、都市交通マスタープラン、交通結節点整備改良計画、公共交通網整備計画を確認し、都市交通及び公共交通の現状の課題を把握する。
- ⑤ インドネシア側の公共交通管理に係る実施体制（各機関における組織・人員体制、役割分担、予算・財政状況、技術力、諸基準、人材育成等）を確認する。
- ⑥ インドネシア側における基礎データ（人口・面積・土地利用状況（行政範囲含む）、交通需要・交通量、プローブデータ、GISデータ・交通混雑状況（多発箇所・規模・原因）、公共交通（事業者数、路線図、旅客需要、ライセンス、契約方式、資金調達方法等）、温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ））の収集を行う。
- ⑦ パイロットサイト候補の現地状況確認を行う。
- ⑧ 公共交通管理に関連する政策、法令、制度及び罰則を整理する。
- ⑨ 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がインドネシアの「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を検討する。
- ⑩ ジェンダー課題、及び障害者課題に関する課題、取り組み、指標等を確認する。
- ⑪ 他の担当分野に係る業務従事者と協力し、公共交通、交通結節点計画における他ドナーの協力実績及び予定を確認する。
- ⑫ 現地踏査及び各種協議を踏まえ、担当分野における具体的な支援内容

を検討し、担当分野にかかるPDM案（和・英）、PO案（英文）及びミニッツ案（M/M）案（英文）のとりまとめに協力する。

- ⑬ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑭ 担当分野に係る資料収集リストを作成し、資料収集リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑮ 担当分野に係る調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

（３） 整理業務（2025 年 12 月中旬～2026 年 1 月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価６基準の観点から、担当分野に関して、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 担当分野に関して、評価６項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ PDM（案：和・英文）、PO（案：英文）、R/D（案：英文）、事業事前評価表（案：和文）の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

2026 年 1 月 30 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 11 月 23 日～12 月 6 日を予定しています。JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) 交通計画（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：必要に応じて便宜供与あり

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- 要請書（写）
- 案件概要表（案）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- インドネシア国JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2

[インドネシア国 JABODETABEK都市交通政策統合プロジェクトフェーズ2プロジェクト完了報告書.-](#)

- 全世界COVID-19 等感染症に対する都市環境改善プログラム形成準備調査(CUREIP)最終報告書

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_000_12342770.html

- 国別ジェンダー情報整備調査インドネシア国最終報告書

[Indonesia_Japanese2011.pdf](#)

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上